

男女ともに働きやすい 職場づくりを応援します!

●●●第13回広島市男女共同参画推進事業者表彰●●●



広島市では、女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭や子育て・地域活動等との両立支援などに積極的に取り組まれている事業者を表彰します。
みなさんの応募をお待ちしています。



募集期間：平成30年1月15日(月) ▶ 3月15日(木) **必着**

1 応募対象事業者

次のいずれかの取組を行っている、広島市内に本社・本部を置く事業者。
企業だけでなく、協同組合、公益的法人、特定非営利活動法人(NPO法人)なども対象になります。

● 従業員に対して、仕事と家庭・地域活動等の両立の支援を行っている。

- ① 育児・介護休業制度が整備・活用されている。(男性の育休取得奨励など)
- ② 仕事と地域活動の両立ができる制度が整備・活用されている。
- ③ その他、柔軟な働き方ができる制度が整備・活用されている。 など

● 女性の能力発揮、職域拡大などに積極的に取り組んでいる。

- ① 女性の管理職を積極的に登用している。
- ② 女性の職域拡大に積極的に取り組んでいる。
- ③ 女性の再就職を積極的に支援し又は受け入れている。
- ④ その他女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる。 など



● その他、男女共同参画推進に向けた特色のある取組を進めている。

- ① 男女共同参画推進に関する研修等について積極的に実施又は参加している。
- ② 事業者の宣伝媒体(コマーシャル、チラシ等)、社内広報等で男女共同参画の視点を取り入れている。 など

次の事業者は対象外とします。

- 各種法令に違反している事業者
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- 広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している団体

2 応募方法

- 応募用紙に、事業者の概要、取組、応募者名又は推薦団体名等を記入し、広島市へEメール、FAX、郵便等により提出してください。
- 応募用紙は、広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の「トップページ」→「産業・雇用・ビジネス」→「募集・講座情報」→「募集」→「その他の募集」又は「トップページ」→「市政全般」→「男女共同参画」→「啓発事業」からもダウンロードできます。
- 自薦(事業者又は従業員の方による応募)、他薦(経済団体、労働者団体等による推薦)を問いません。

3 選考

応募又は推薦いただいた事業者について、選考委員会の意見を基に市長が決定し、「広島市男女共同参画推進事業者」として表彰します。

なお、**選考にあたっては、事前に調査票の提出を依頼するとともに、取組状況やその実績等についてお尋ねします。**

4 表彰

平成30年6月23日～29日の男女共同参画週間の期間中又はその前後に、市長が表彰を行います。

表彰された事業者については、広島市ホームページなどで取組内容等を広く市民にPRするとともに、ロゴマークを付与します。



表彰事業者ロゴマーク

5 優遇措置 (平成29年11月末現在)

この表彰を受けた事業者は、本市の次の制度を利用できます。

① 入札制度における優遇措置

- 競争入札参加資格審査申請業者(建設工事、建築物清掃及び常駐警備)の等級区分の決定の際に加点
- 総合評価方式による競争入札の際に加点

② 男女共同参画・子育て支援資金による中小企業に対する低利融資

●●● 男女共同参画・子育て支援資金特別融資制度 ●●●

職場における仕事と子育ての両立支援などに積極的に取り組む市内中小企業者等の皆様を支援するための融資制度です。平成29年度の概要は次のとおりです。

※融資の決定にあたっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。

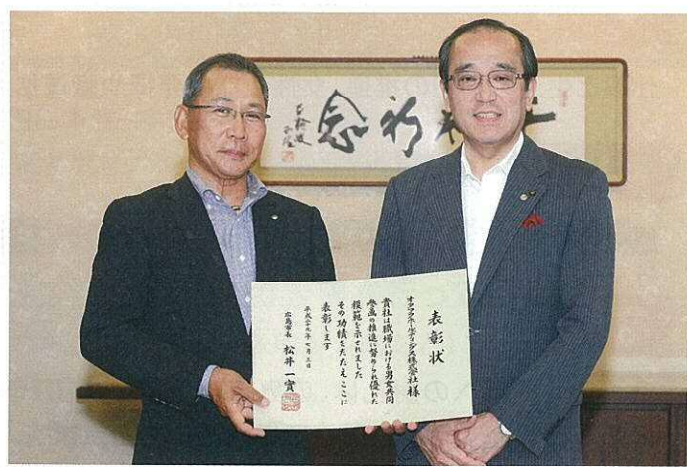
資金使途 運転資金・設備資金

融資期間 10年以内(うち据置1年以内)

融資限度額 7,000万円以内

融資利率 年1.2%以下

第12回表彰
事業者の取組を
紹介します。



オタフクホールディングス株式会社

情報サービス業

短時間勤務制度は小学校1年生の9月まで、看護休暇制度は小学校6年生まで対象を拡大するなど、法定基準を超える制度を整備している。また、育児休業中の在宅育児手当の支給や社内保育園の設置のほか、上司との「コミュニケーションシート」の交換等、仕事と子育ての両立支援策の充実に取り組んでいる。こうした取組により、女性の育児休業の取得率は平成23年度以降100%が続いており、高い実績を上げている。

この他、休暇の取得促進についても、5日連続した有給休暇「ノーリーズン休暇制度」を導入し、社員のワーク・ライフ・バランス実現を推進している。

男女共同参画支援講座をご利用ください

広島市では、男女共同参画に関する理解を深め、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進するため、事業所等の職場研修をお手伝いしています。

対象

広島市に所在する事業所等（企業、公益的法人、協同組合、NPO法人など）が、従業員等を対象に市内で実施する研修等（広島市に所在する大学、短期大学及び各大学に所属する学生の任意のグループが、学生を対象に市内で実施する学習会等も対象とします。）

※営利など、この講座の目的にそぐわないものは除きます。

参加者数

おおむね 10 名以上

講師

御希望のテーマに合った専門の講師を派遣します。

テーマ例

仕事と生活の調和の推進、女性の能力発揮や職域拡大、セクシュアル・ハラスメントの防止など

時間

原則として、平日の午前 10 時から午後 9 時の間で、おおむね 2 時間以内

経費

派遣する講師への謝礼は、広島市が負担します。その他の経費（資料代、会場借上料等）は、研修等を実施する事業所等で御負担いただきます。

申し込み

開催希望日 1 か月前までに、申込用紙に必要事項を記入して、FAX、電子メール等により、広島市男女共同参画課へお申し込みください。申込用紙は市ホームページから入手できます。

■ 応募先及び問い合わせ先

..... 広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2108 FAX:082-504-2609

Eメール:danjo@city.hiroshima.lg.jp